

令和元年度

(下期) 恵庭市水道事業業務状況説明書

恵庭市公営企業

令和元年度 恵庭市水道事業 業務状況説明書

(令和2年3月31日)

1. 事業の概況

(1) 給水人口	69,389 人
(2) 総給水量	6,741,932 m ³
(3) 一日平均給水量	18,421 m ³
(4) 主要な建設改良工事(消費税込み)	
	工事発注額
ア. 配水管整備事業等	329,060 千円
イ. メーター取替事業	56,127 千円
合計	385,187 千円

2. 計理の状況

(1) 予算執行状況

(令和2年3月31日)

(ア) 収益的収入及び支出

(収入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業収益	1,717,449,000	1,670,416,636	97.3	
第1項 営業収益	1,648,565,000	1,599,798,531	97.0	
第2項 営業外収益	68,884,000	70,584,045	102.5	
第3項 特別利益	0	34,060	皆増	

(支出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業費用	1,528,735,000	1,501,751,749	98.2	
第1項 営業費用	1,487,512,000	1,453,896,890	97.7	
第2項 営業外費用	38,223,000	47,164,095	123.4	
第3項 特別損失	1,000,000	690,764	69.1	
第4項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的収入	157,235,000	153,900,000	97.9	
第1項 企業債	140,000,000	140,000,000	100.0	
第2項 出資金	13,900,000	13,900,000	100.0	
第3項 負担金	3,335,000	0	0.0	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的支出	669,336,000	576,924,994	86.2	
第1項 建設改良費	514,859,000	424,448,527	82.4	
第2項 企業債償還金	152,477,000	152,476,467	100.0	
第3項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(2)令和元年度恵庭市水道事業損益計算書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

単位：円

1 営業収益			
(1)給水収益	1,357,806,758		
(2)受託事業収益	50,506,580		
(3)その他営業収益	<u>68,639,490</u>	1,476,952,828	
2 営業費用			
(1)受水費	678,535,336		
(2)配水及び給水費	105,862,895		
(3)受託工事費	10,570,000		
(4)総係費	168,378,782		
(5)減価償却費	383,169,313		
(6)資産減耗費	<u>31,481,807</u>	<u>1,377,998,133</u>	
営業利益			98,954,695
3 営業外収益			
(1)受取利息及び配当金	357,781		
(2)他会計負担金	2,216,000		
(3)長期前受金戻入	65,240,205		
(4)雑収益	<u>2,985,461</u>	70,799,447	
4 営業外費用			
(1)支払利息及び 企業債取扱諸費	<u>33,187,795</u>	<u>33,187,795</u>	<u>37,611,652</u>
経常利益			<u>136,566,347</u>

5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>31,540</u>	31,540	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	<u>690,764</u>	<u>690,764</u>	<u>△ 659,224</u>
	当期純利益			135,907,123
	その他未処分利益剰余金変動額			125,164,567
	当期末処分利益剰余金			<u>261,071,690</u>
				(消費税抜き)

(3) 令和元年度恵庭市水道事業貸借対照表

(令和2年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産	14,384,668,734		
減価償却累計額	<u>△ 5,969,226,811</u>		
有形固定資産合計		8,415,441,923	
(2) 無形固定資産	<u>42,338,560</u>		
無形固定資産合計		<u>42,338,560</u>	
固定資産合計			8,457,780,483

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		865,837,708	
(2) 未収金		129,876,353	
(3) 貯蔵品		8,377,784	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,005,091,845</u>

資 産 合 計 9,462,872,328

(消費税抜き)

負債の部

3	固定負債		
	(1) 企業債	1,544,725,533	
	(2) 修繕引当金	63,910,980	
	(3) 特別修繕引当金	14,680,000	
	固定負債合計	1,623,316,513	1,623,316,513
4	流動負債		
	(1) 企業債	157,556,159	
	(2) 未払金	120,977,388	
	(3) 未払費用	725,994	
	(4) 前受金	203,850	
	(5) 引当金	9,052,070	
	(6) 預り金	98,520,570	
	流動負債合計	387,036,031	387,036,031
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金	2,754,442,751	
	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 1,411,240,578	
	繰延収益合計	1,343,202,173	1,343,202,173
	負債合計		3,353,554,717

資 本 の 部

6	資 本 金				
	(1) 自 己 資 本 金		<u>5,229,688,841</u>		
	資 本 金 合 計				5,229,688,841
7	剰 余 金				
	(1) 資 本 剰 余 金		618,557,080		
	(2) 利 益 剰 余 金		<u>261,071,690</u>		
	剰 余 金 合 計				<u>879,628,770</u>
	資 本 合 計				<u>6,109,317,611</u>
	負 債 ・ 資 本 合 計				<u>9,462,872,328</u>

(消費税抜き)

3. 令和2年度予算

令和2年度 恵庭市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度恵庭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水人口	69,580 人
(2) 年間総給水量	6,660 千 m^3
(3) 一日平均給水量	18,246 m^3
(4) 主要な建設改良事業	
ア. 配水管布設替工事	5,895 m
イ. 配水管布設工事	522 m
ウ. メーター等設置工事	4,459 件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	1,701,275 千円
第1項	営業収益	1,631,109 千円
第2項	営業外収益	70,166 千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,518,137 千円
第1項	営業費用	1,481,929 千円
第2項	営業外費用	33,208 千円
第3項	特別損失	1,000 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 603,728千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額 47,397千円、過年度分損益勘定留保資金 556,331千円で補てんするものとする)

収 入		
第1款	資本的収入	160,900 千円
第1項	企業債	147,000 千円
第2項	出資金	13,900 千円
支 出		
第1款	資本的支出	764,628 千円
第1項	建設改良費	605,071 千円
第2項	企業債償還金	157,557 千円
第3項	予備費	2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度水道料金等徴収業務用車両リース	令和3年度	297 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 事 業 債	千円 147,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 5.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め40年以内とし、償還は毎年度2期元利均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがあるときはその条件による。 2. 企業財政の都合によって償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還をし又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用できない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (法定福利費を含む)

133,058 千円

(2) 交際費

25 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、67,069千円と定める。